



令和3年11月9日

坂東市長 木村 敏文 様

坂東市公共事業再評価委員会
委員長 田村 光子



坂東市における公共事業の再評価に関する意見について

当委員会は、坂東市公共事業再評価委員会条例第2条の規定に基づき、市が実施する公共事業の再評価内容とそれに基づく対応方針案について、事業の進捗状況や社会情勢の変化及び各委員の専門的見地を踏まえ慎重に審議を行った結果、下記のとおりその審議結果を取りまとめたので回答します。

今後、市におかれましては、本委員会の意見を十分に尊重され、なお一層の効率的・効果的な事業執行に努められることを期待します。

記

1 審議対象事業

審議対象事業	1. 福祉センター運営事業
市が示す対応方針案及び考え方	見直し 岩井福祉センターは令和5年度の設備改修、猿島福祉センターは令和7年度の大規模改修に併せて浴室を廃止する。
審議結果	付帯決議を付し、妥当と判断 本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、概ね妥当と判断するが、利用者に関する配慮についてはより十分に実施する必要があると認められることから、下記の通り見直し案に対して付帯決議を付すものとする。
付帯決議	福祉センター運営事業見直しに関する付帯決議 1. 利用者へのケアについて 入浴は衛生・健康に欠かせないものであり日常生活に密着するものであることから、浴室廃止の実施にあたっては現在の利用者に対して十分な説明やケア、代替手段が確保され、その上で実施されるべきである。 2. 意見聴取等による実態把握について 浴室の廃止にあたっては、市民の意向は非常に重要な要素であることから、本件に係る意向調査を十分に実施し、聴取した意見を踏まえた上で、慎重かつ総合的に判断するべきである。

審議対象事業	3. 敬老事業（敬老祝金）
市が示す対応方針案及び考え方	見直し
	支給額を見直して事業を継続する。 （案）喜寿祝金（77歳） 5,000円 米寿祝金（88歳） 20,000円 白寿祝金（99歳） 30,000円
審議結果	下記の修正案を提案
	本委員会は、市から提出された事業の再評価資料及びその説明に基づき慎重に審議した結果、下記の通り修正案を提案する。
修正案	コロナ禍により敬老会が未開催になるなど、高齢者の楽しみや敬老の機会が減少していることを鑑み、当面現状維持とする。しかし、今後更なる少子高齢化の進行等により、必要な財源の確保が困難となった場合は、当敬老祝金に限ることなく、関連事業を含め総合的に見直しを検討すべきである。